

一般財団法人 GRI 財団における 公的研究費の運営及び管理に関する規程

（目的）

- 第1条 この規程は、GRI 財団（以下「財団」という。）における公的研究費（財団が受入れた科学研究費補助金、科学技術振興調整費等の競争的資金を中心とした公募型の研究費。以下「公的研究費」という。）について、運営及び管理に関する取扱いを定めることにより、公的研究費の不正な使用（以下「不正使用」という。）の防止を図ることを目的とする。
- 2 財団における公的研究費の運営及び管理については、関係法令、競争的資金等を配分する機関が定めた研究費の使用に関する規則及びその他の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（最高管理責任者）

- 第2条 最高管理責任者は、財団を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終的な責任を負うものとし、代表理事をもって充てる。

（統括管理責任者）

- 第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、理事をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

- 第4条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとし、総務グループ長及び総務グループ担当者をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- （1） 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告を行う。
 - （2） 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を実施する。
 - （3） 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下

「副責任者」という。)を任命することができる。コンプライアンス推進副責任者の役割、権限等はコンプライアンス推進責任者と同等とする。

(事務処理手続き)

第5条 事務処理は、公的研究費の交付者が定める諸規則及び財団の諸規則に基づき行う。

- 2 公的研究費の執行手続きは、財団の定める職務権限及び決裁規程に基づき、総務グループが行う。

(相談窓口の設置)

第6条 公的研究費の使用に関する制度、ルール等に関する財団内外からの相談窓口及び公的研究費の事務処理手続き等に関する財団内外からの相談窓口は、総務グループ担当者とする。

(調査委員会)

第7条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則（以下「不正使用に係る調査等取扱規則」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、財団の就業規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取扱うものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 公的研究費の適正な執行管理に関する事項
 - (2) 監査体制に関する事項
 - (3) 不正行為への処分に関する事項
 - (4) 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

(不正防止計画推進部署及び推進担当)

第9条 不正防止計画を具体的に推進するため、最高管理責任者の下で不正防止推進部署を設ける。

- 2 不正防止計画を推進する部署は総務グループとし、総務グループ担当者をもって充てる。

(誓約書)

第10条 公的研究費に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。誓約書の内容は以下のとおりとする。

- (1) 財団の規則を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、財団の定める処分及び法的な責任を負うものとする
- 2 取引業者においては、一定の取引実績(回数、金額等)や財団におけるリスク要因、実効性を考慮した上で誓約書等の提出を求める。不正な取引等に関与した業者については、最高管理責任者より取引停止等の処分方針を適宜決定する。取引業者の誓約書の内容は以下のとおりとする。
- (1) 財団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(検収窓口の設置)

第11条 財団における物品の発注及び納入の適正を確保するため、総務グループに検収窓口を設ける。

特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収については、実効性のある明確なルールを定めて運用するものとする。

(通報窓口の設置)

第12条 不正行為に関する財団内外からの通報を受け付ける窓口は、監査室の総務グループ及び理事とする。

- 2 総務グループ及び理事は財団内外から不正に関わる情報を受け付けた場合は、速やかに当該内容を最高管理責任者に報告するとともに、通報者の保護について十分に配慮するものとする。

(監査制度)

第13条 公的研究費の適正な管理のため、一般財団法人 GRI 財団内部監査規定(以下「内部監査規定」という。)に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査と不正使用防止計画推進室)

第14条 監査室は、内部監査規定に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進室と連携して不正使用の防止を推進するための体制につい

て検証するとともに,不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか,公的研究費の取扱いに関し必要な事項は,別に定める。

附則

1. この規程は,平成21年8月1日から施行する。
2. この改正は,平成23年6月1日より実施する。
3. この改正は,平成27年4月1日より実施する。
4. この改正は,平成28年9月1日より実施する。
5. この改正は,令和5年7月1日より実施する。